

現行	改定案
<p>群馬大学社会情報学部 会則</p> <p>第1条 本会は、群馬大学社会情報学部同窓会と称する。</p> <p>第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、あわせて、国立大学法人群馬大学社会情報学部（以下、「学部」という。）および同大学院社会情報学研究科（以下、「研究科」という。）の発展を期し、これに貢献することを目的とする。</p> <p>第3条 本会は、主たる事務所を群馬県前橋市荒牧4-2群馬大学社会情報学部内に置く。</p> <p>第4条 ～（略）</p>	<p>群馬大学社会情報学部 会則</p> <p>第1条 本会は、群馬大学社会情報学部同窓会と称する。</p> <p>第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、あわせて、国立大学法人群馬大学社会情報学部（以下、「学部」という。）および同大学院社会情報学研究科（以下、「研究科」という。）の発展を期し、これに貢献することを目的とする。</p> <p>第3条 本会は、主たる事務所を群馬県前橋市荒牧4-2群馬大学社会会情報学部内に置く。</p> <p>第4条 ～（略）</p> <p>改定施行日 令和3年4月24日</p>

